

食品安全委員会第963回会合議事録

1. 日時 令和6年11月26日（火） 14:00～14:05

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

(厚生労働省からの説明)

・食品衛生法施行規則の一部改正について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

厚生労働省 飯塚HACCP推進室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）＜食品衛生法施行規則の一部改正について＞

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第963回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の飯塚HACCP推進室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第963回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。

本日の資料は1点、資料1「食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）＜食品衛生法施行規則の一部改正について＞」でございますので、御確認をお願いします。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
--

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」です。

資料1にありますとおり、厚生労働大臣から11月21日付で食品衛生法施行規則の一部改正について、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がありました。

それでは、厚生労働省の飯塚HACCP推進室長から説明をお願いいたします。

○飯塚HACCP推進室長 厚生労働省食品監視安全課HACCP推進室長の飯塚と申します。よろしく申し上げます。

食品衛生法施行規則の改正につきまして御説明させていただきます。

食品衛生法施行規則別表第17第1号イにおきまして、営業を行う者は、食品衛生責任者を定めるよう求めておりまして、同号口において、食品衛生責任者となれる者の要件のうち、栄養士を規定しております。令和5年地方分権改革に関する提案募集におきまして、

管理栄養士国家試験を受験する際の要件として、管理栄養士養成施設を卒業した者につきましては、受験者に栄養士免許の取得を求めることを不要としてほしい旨の提案がございました。このため、先般の第14次地方分権一括法による栄養士法の改正によりまして、管理栄養士養成施設の卒業者につきましては、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士国家試験を受け、管理栄養士となることができるようになります。

こうした第14次地方分権一括法による栄養士法の改正を踏まえまして、栄養士でない管理栄養士についても、食品衛生責任者となれる者の要件として読めるよう、食品衛生法施行規則別表第17第1号ロに管理栄養士を追加する改正を行うものです。

これを踏まえれば、科学的な内容に基づく、あるいは具体的な基準の内容を変更するものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ではない場合に該当すると解してよいか、お伺いするものです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ただ今厚生労働省から照会のあった食品衛生法施行規則の改正につきましては、食品衛生責任者となることができる者の要件に関する改正であり、食品健康影響評価の結果に基づき施策を策定するという手法になじまないものであると考えられます。このため、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。
飯塚室長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○山本委員長 ほかに議事はございませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、12月3日火曜日14時から開催を予定しております。

また、29日金曜日14時から「農薬第五専門調査会」が、来週、12月2日月曜日14時から「農薬第四専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第963回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。